

相続人等が遺言書を見る（遺言書の閲覧）

相続人等は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります（遺言者が亡くなっている場合に限られます。）。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧を請求することができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する

請求書の様式は、[こちら](#)からダウンロードできます。



閲覧の請求ができる者

・相続人・受遺者等・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

法定相続情報一覧図の写しを活用ください！

法定相続情報一覧図の写しを持っていますか？

いいえ

添付書類 ⑦ ⑧ ⑨

同一一覧図の写しに住所の記載はありますか？

いいえ

添付書類 ① ②

添付書類 ⑦

添付書類

⑦ 法定相続情報一覧図の写し（住所の記載があるもの）

⑧ 法定相続情報一覧図の写し（住所の記載がないもの）

⑨ 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍）謄本

⑩ 相続人全員の戸籍謄本

⑪ 相続人全員の住民票の写し（作成後3か月以内）

受遺者、遺言執行者等が請求する場合 請求人の住民票の写し

請求人が法人である場合 法人の代表者事項証明書

（作成後3か月以内）

法定代理人が請求する場合 戸籍謄本（親権者や登記事項証明書

（後見人等）（作成後3か月以内）

※遺言書を保管している旨の通知を受けた方が請求する場合等は、

⑦から⑪までの書類の添付は不要です。

3 閲覧の請求の予約をする

法務局手続案内予約サービス専用HP (<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>) からご予約いただけます。

4 閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。



本人確認

請求人の本人確認のため、運転免許証等、顔

写真付きの身分証明書を提示していただきます。



※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき
1,400円です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき
1,700円です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙
に貼ってください。



5 閲覧をする

その他の相続人等への通知

相続人等が遺言書の閲覧をすると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。

相続人等

